

令和4年6月22日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和4年6月22日（水曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

小野 幸男 委員長
辻 畑 めぐみ 副委員長
今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員
伊藤 博章 委員
曾我 ミヨ 委員

出席議長団（2名）

阿部 かほる 議長
山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 靖
市民生活部長	長峯 清文	福祉子ども未来部長	草野 弘一
市立病院事務部長	本多 裕之	市民生活部次長兼市民課長	伊東 英二
福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長	並木 新司	市民生活部税務課長	鈴木 忠一
市民生活部環境課長	引地 洋介	市民生活部保険年金課長	布施 由貴子
市民生活部浦戸振興課長	菊池 亮	福祉子ども未来部保育課長	佐藤 聡志
福祉子ども未来部高齢福祉課長	中村 成子	福祉子ども未来部健康づくり課長	櫻下 真子
総務部市民課課長補佐	大和田 庄治		

事務局出席職員氏名

事務局 局長 相澤 和広
議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工 藤 聡 美

会議に付した事件

議案第 4 5 号 塩竈市市税条例等の一部を改正する条例

議案第 4 6 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 4 8 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第45号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」の3件であります。

これより議事に入ります。

議案第45号、第46号及び第48号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、塩竈市市税条例等の一部を改正する条例など合計3件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取り賜りますように、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 税務課から、議案第45号「塩竈市市税条例等の一部改正」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は、資料番号8の令和4年第2回塩竈市議会定例会議案（その2）及び資料番号12の第2回塩竈市議会定例会議案資料（その2）を用いまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、資料番号8をご用意いただきたいと思います。

恐れ入りますが、資料番号8の5ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由にございますとおり、地方税法等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

資料が変わります。恐れ入ります。資料番号12をご用意いただきたいと思います。

恐れ入りますが、資料番号12の12ページをお開きいただきたいと思います。

1の概要でございます。

提案理由で申し上げましたとおり、令和4年度税制改正に伴いまして、本市の市税条例につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除の見直しでございます。枠内に記載しておりますように、所得税から控除し切れなかった額を、現行では、所得税の課税総所得金額の額に7%を乗じた額、上限が13万6,500円となっておりますが、改正後は、所得税の課税総所得金額の額に5%を乗じた額、上限9万7,500円の範囲で、個人住民税から控除するものでございます。

なお、参考といたしまして、所得税の主な見直しにつきまして、主な項目を記載してございますので、ご参照のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、(2)の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更でございます。上場株式等に係る配当所得等につきましては、①の申告不要方式、②の総合課税方式、③の申告分離課税方式の3つの課税方式がございます。

現行では、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことによりまして、所得税と個人住民税におきまして異なる課税方式の選択が可能となっております。

本改正によりまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係ります課税方式につきまして、個人住民税と所得税を一致させる規定の整備を行うものでございます。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式につきましては、枠内にイメージ図を掲載してございますので、ご参照のほど、よろしくお願い申し上げます。

3の施行日でございます。

(1)の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の見直しにつきましては、令和5年1月1日から、(2)の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更につきましては、令和6年1月1日からとなっております。

なお、同じく資料番号12の2ページないし11ページに新旧対照表をご用意してございますので、後ほどご参照のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第45号「塩竈市市税条例等の一部改正」につきましては、税務課からのご説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第46号について、ご説明をさせていただきます。

資料番号8と資料番号12をご用意願います。

まず、資料番号8の6ページをお開きください。

議案第46号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例改正の理由は、6ページの提案理由に記載のとおり、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難等を行った被災者に対し、令和4年度分の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について、ご説明をいたします。

資料番号12の14ページをお開き願います。

1の概要に記載のとおり、この条例改正は、福島原発の事故により避難等を行った被災者に対して行ってまいりました国民健康保険税の減免の対象年度と対象納期限を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

2の減免対象についてですが、(1)といたしまして、原子力災害対策本部長の指示の対象とされた帰還困難区域に居住していたため避難を行った世帯、(2)といたしまして、令和元年度までに指定が解除された区域、いわゆる旧避難指示区域等でございますが、そこから避難を行った世帯のうち、上位所得者に該当しない世帯となります。

3の減免対象となる保険税ですが、今回、延長となりますのは、令和3年度分及び令和4年度分の保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。

4の減免の申請手続についてですが、減免基準に該当し、令和3年度分の減免を受けている場合は、改めて申請を行っていただく必要はございません。

なお、今後、新たに対象者が転入された場合等においては、国保の加入手続等の中で対応させていただくことになります。

5のその他として、国からの財政支援でございますが、国が示す基準で減免を行った場合には、全て全額、国において補填されるものでございます。

なお、同じ資料の13ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第46号については、以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

ます。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 それでは、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、浦戸振興課所管分として2件ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.12の第2回塩竈市議会定例会議案資料（その2）の35ページをお開きいただきたいと思います。

浦戸諸島への校外学習等支援について、ご説明申し上げます。

1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の長期化により、浦戸諸島を訪れる方々が減少する中、次世代を担う子供たちに対して、浦戸諸島を知り、楽しんでもらい、関心を持ってもらう機会をつくるため、市内の小中学校などの校外学習や遠足先としての活用誘致を促進し、浦戸地区の活性化を図ろうとするものでございます。あわせて、市内観光船事業者に対して、船舶借り上げ料を助成することで、コロナ禍で疲弊する事業者への支援にもつなげるものでございます。

2の事業内容でございます。

(1)として、対象事業につきましては、市内の幼稚園、保育所、小中学校、高校が行う、浦戸諸島への校外学習となります。

(2)の助成内容ですが、校外学習を実施する学校へ、船舶借り上げ料などの一部を助成するものでございます。

①として、市内観光船事業者等利用した場合は、船舶借り上げ料を助成します。こちらにつきましては、団体利用を想定しております。

②の市営汽船を利用した場合は、乗船料を助成します。こちらは、例えばですけれども、高校生のグループ利用等の利用を想定しております。

(3)の助成経費ですが、1団体1回当たり15万円を上限としております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は200万円で、その財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

4の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたなら、7月からの事業周知、申請受付を予定しております。

事業概要の説明は、以上のとおりとなります。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.10の一般会計補正予算説明書をご用意いただきたいと思ひます。

歳出から説明を申し上げますので、資料No.10の7ページ、8ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費ですが、8ページの一番右の事業内訳欄にございますとおり、浦戸地区校外学習等支援事業といたしまして200万円を計上してあります。

内訳として、事務経費として需用費が30万円、市営汽船の乗船料として役務費20万円、観光船を利用した場合の負担金補助及び交付金として150万円を計上してあります。合わせて200万円となるものでございます。

また、歳入につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思ひます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円のうち200万円が財源となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、浦戸諸島開発総合センター及び浦戸ステイ・ステーション災害復旧について、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.12の36ページをお開きいただきたいと思ひます。

1の概要ですが、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けました浦戸諸島開発総合センター及び桂島と寒風沢のステイ・ステーションについて、復旧工事を行おうとするものでございます。

2の事業内容ですが、表のとおり、各施設の被害状況と復旧方法をまとめてあります。

1の浦戸諸島開発総合センターでは、コンクリートの補修やインターロッキングの補修、天井の補修を行います。

2の桂島のステイ・ステーションでは、亀裂の補修や雨漏り箇所の補修を行います。

3の寒風沢のステイ・ステーションでは、給湯器の新設や土留め板の補修を行う予定としてあります。

3として、主な被害状況を写真で掲載してありますので、後ほどご確認いただければと存じます。

4の事業費及び財源内訳でございます。事業費は、421万6,000円であり、その財源といたし

まして、地方債の単独災害復旧債420万円を充当しており、残り1万6,000円が一般財源となるものでございます。

5の今後の予定であります。補正予算をお認めいただきました後に、7月から契約手続、工事に着手し、9月には工事を完了する予定としております。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.10の補正予算説明書をご用意いただきたいと思っております。

歳出から説明申し上げますので、資料No.10の21、22ページをお開きいただけたらと思っております。

最下段になりますが、第11款災害復旧費第5項その他公共施設公用施設災害復旧費第1目公共施設公用施設災害復旧費ですが、すみません、恐れ入りますが、次のページ、24ページをお開きください。24ページ、一番右の事業内訳欄にございますその他庁舎災害復旧費としまして、工事請負費421万6,000円を計上しております。

また、歳入につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらも最下段の第22款市債第1項市債の、申し訳ございません、こちらも、恐れ入りますが、次の5ページ、6ページをお開きください。次のページになりますが、第10目災害復旧債の第2節単独災害復旧債2億1,340万円のうち、このうち420万円を財源として充当しております。

最後に、地方債の追加でございます。

恐れ入りますが、資料No.9の令和4年度一般会計補正予算の資料をご用意いただきたいと思っております。

No.9の5ページをお開きください。

こちらの第3表の地方債補正の追加といたしまして、この表の下から2番目の単独災害復旧債2億1,340万円のうち420万円が本事業分における追加分ということになります。

浦戸振興課からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 私からは、議案第48号「令和4年度一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算について、ご説明いたします。

説明の都合上、初めに歳出予算からご説明いたしますので、資料No.10の補正予算説明書、7ページと8ページをご覧ください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費といたしまして、事業内訳に記載のとおり、市民活動推進費として、第18節負担金補助及び交付金に一般コミュニティ助成金130万円を計上するものでございます。

次に、歳入予算について、ご説明いたしますので、同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

この助成金の財源といたしまして、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入に、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金として記載額300万円のうち130万円を計上しております。

次に、一般コミュニティ助成事業について、ご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.12、議案資料31ページをお開き願います。

1の事業の概要についてでございますが、本事業は、一般財団法人自治総合センターが、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に、町内会等によるコミュニティー活動の充実強化を図る事業などに対して助成するものでございます。自治宝くじの受託事業収入を財源といたしておりますので、宝くじの普及、広報の効果が発揮できることが採択の前提とされているものでございます。

本市が令和4年度事業として採択を受けました助成事業の概要は、下表記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

次に、2、令和2年度から令和4年度までの採択状況でございます。

下表の下段から、令和2年度は2件、令和3年度は1件の追加分を含めまして合計4件採択されております。また、令和4年度につきましては、中の島自治会で新築いたしましたコミュニティセンターで活用するエアコンのほか、コミュニティー活動用の備品を対象に、130万円の助成額が採択されたものでございます。

次に、3、交付決定までの経過についてでございますが、令和3年7月に募集を開始し、町内会等から市に対する仮申請を受け、10月には市から県に対する本申請を行い、令和4年3月に交付決定されたものでございます。

4、事業費及び財源内訳についてですが、先ほど予算説明いたしました自治総合センターからのコミュニティ助成金130万円でございます。

最後に、今後の予定ではありますが、補正予算をお認めいただきましたら、7月に事業着手したいと考えております。

一般コミュニティ助成事業につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課に係る分について、ご説明をいたします。

資料番号10の補正予算説明書でご説明をいたします。

資料番号10、補正予算説明書の歳出、7ページ、8ページをお開き願ひします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費第22節の償還金利息及び割引料として563万3,000円を計上しております。

これは、右側の事業内訳にあります国庫補助金等返還金費ですが、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付事業で概算交付を受けておりました国庫補助金につきまして、事業費が確定したことに伴い返還金が生じるため、増額補正しようとするものでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源といたしております。

保険年金課から、議案第48号の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 私からは、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、高齢福祉課が所管する事業について、ご説明いたします。

まず、事業概要よりご説明申し上げますので、資料番号12の41ページ、訪問系介護サービス事業者燃油価格高騰対策事業についてをお開きください。

まず、1の概要ですが、昨今の燃油価格の高騰を受ける訪問系介護サービス事業者に対し、支援金を給付することで、引き続き安定した介護保険サービスの確保に努めようとするものでございます。

次に、2の事業内容ですが、給付の対象となります介護サービスは、①に記載の訪問介護、訪問入浴介護等の訪問系介護サービス事業者になります。

給付の要件といたしましては、②に記載のア、イ、ウの3つの要件を満たす事業者となります。

次に、3、実施期間につきましては、令和4年7月から9月の実施期間を予定しております。

4の支援金額ですが、利用者へ訪問する際に係る車両1台につき1万円を支援するものでござ

ございます。

5の事業費及び財源内訳につきましては、事業費が274万4,000円で、財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

6の今後の予定でございますが、予算をお認めいただいた場合には、令和4年7月より対象事業者へのご案内、申請受付を行いまして、9月には支援金の振込みが可能となるよう、準備を進めてまいります。

それでは、恐れ入りますが、資料番号10をご用意願います。

資料番号10の補正予算説明書、9ページ、10ページをお開きください。

まず、歳出からご説明いたします。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第10節需用費としまして2万7,000円、第11節役務費として1万7,000円、第18節負担金補助及び交付金として270万円、合計274万4,000円を計上しております。

続いて、この事業の財源となります歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金1億9,855万1,000円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となり、このうちの事業費全額に当たります274万4,000円が財源となる歳入となります。

以上が、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、高齢福祉課に係る部分の説明となります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 続きまして、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保育課に係る2件、ご説明いたします。

資料No.12の第2回塩竈市議会定例会議案資料（その2）の39ページをお開きください。

老朽化に伴う公立保育所の施設改修についてでございます。

1の概要ですが、施設や設備の老朽化が著しい香津町保育所と清水沢保育所の手洗い場及びトイレについて、これまでに3歳以上児クラスの改修を行ってまいりましたが、改修範囲を3歳未満児まで拡充し、利用児童の安全・安心でより快適な保育環境を整えようとするものです。

2の事業内容ですが、整備場所は、香津町保育所、清水沢保育所。

(2) 改修内容は、3歳未満児室の手洗い場の温水化、自動水栓化。児童用トイレの床、壁のドライ化、一部便器の交換等でございます。

下に現状と改修後のイメージを載せておりますので、ご確認いただければと思います。

3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費が985万6,000円。財源内訳は、地方債780万円でございます。下の米印にありますとおり、社会福祉施設整備事業債でございます。一般財源は、205万6,000円でございます。

4の今後の予定でございます。

本補正予算をお認めいただきましたら、7月から契約手続を進め、9月から工事に着手したいと考えております。

次に、歳入歳出についてでございます。

恐れ入ります、資料№.10、令和4年度補正予算、9ページ、10ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第4目保育所費補正額985万6,000円、こちらについては、右ページの説明欄にありますとおり、保育所改修等工事として、第14節工事請負費985万6,000円でございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料、お戻りいただきまして、3、4ページをお開きください。

ページ最下段、第22款市債第1項市債第2目民生債補正額950万円のうち、右ページの説明にありますとおり、公立保育所改修事業として、第1節社会福祉施設債780万円でございます。

次に、地方債追加でございます。

資料№.9、令和4年度一般会計補正予算の5ページをお開きください。

第3表地方債補正、1、追加としまして、保育所改修事業費として780万円でございます。

続きまして、公立保育所の災害復旧についてでございます。

資料№.12、第2回市議会定例会議案資料(その2)の40ページをお開きください。

1の概要ですが、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた保育施設等について、復旧工事を行おうとするものです。

2の事業の内容ですが、(1)うみまち保育所・子育て支援センターは、内壁クラック、移動間仕切りの修繕など、(2)藤倉保育所は、内壁クラック、柱の外装修繕などございま

す。

3の主な被害状況ですが、（1）うみまち保育所・子育て支援センターの内壁クラック、移動間仕切り破損、（2）藤倉保育所の内壁クラック、柱外装破損の状況を載せておりますので、ご確認いただければと思います。

4の事業費及び財源内訳でございます。

事業費が275万4,000円。財源内訳は、地方債270万円、これは、下の米印にありますとおり、単独災害復旧債でございます。一般財源5万4,000円でございます。

5の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきましたら、7月から契約手続を進め、9月から工事に着手したいと考えております。

次に、歳入歳出についてでございます。

恐れ入ります、資料№.10、令和4年度補正予算説明書、21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第11款災害復旧費第2項厚生労働施設災害復旧費第1目民生施設災害復旧費補正額275万4,000円。こちら、右ページの事業内訳欄にありますとおり、児童福祉施設災害復旧費として修繕料275万4,000円でございます。

続きまして、歳入でございます。

同じ資料、お戻りいただきまして、5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債のうち、右ページ、第2節単独災害復旧債2億1,340万円のうち270万円でございます。

次に、地方債追加でございます。

資料№.9、令和4年度一般会計補正予算の5ページをお開きください。

第3表地方債補正、1、追加としまして、単独災害復旧債2億1,340万円のうち270万円でございます。

保育課からは、以上でございます。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活福祉課からは、2件について、ご説明を差し上げます。

資料番号12の37ページをお開き願います。

初めに、福島県沖地震被害への災害救助法の適用について、ご説明をいたします。

概要にありますとおり、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖地震により、宮城県内でも大きな被害が発生したことを受けまして、県内全市町村に対して、発災日から災害救助法が適用されました。

このことによりまして、避難所施設などに係る費用が国により措置されるとともに、準半壊以上の罹災判定を受けた住宅の応急修理について、費用負担を行うこととなりますことから、補正予算を計上しようとしているものでございます。

2の救助の実施に関する事務の内容についてですが、本市で適用される主なものといたしましては、(1)の避難所設置に係る費用、(2)の避難所従事者職員に係る費用弁済、(3)の住宅の応急修理、(4)の応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅等に係る被災者との調整事務となっております。

なお、(3)の住宅の応急修理につきましては、準半壊以上の罹災判定を受けた方で、地震により居住できなくなっている住宅を居住できるように応急的に修理するものというのが、この対象となっております。

3の事業費及び財源内訳ですが、住宅の応急修理に係る費用として、罹災判定で半壊以上の世帯を10世帯、準半壊の世帯を10世帯と想定いたしまして、895万円を計上しております。

なお、その財源としては、県の災害救助費負担金895万円を予定してございます。

4のこれまでの経過及び今後の予定でございますが、罹災判定時に、制度について、この対象となる方々にはご案内をしております。相談については、随時対応してまいりたいと考えてございます。

次に、補正予算のご説明をいたしますので、申し訳ありません、資料番号10の令和4年度一般会計補正予算説明書、こちらの9ページ、10ページをお開き願います。

こちらの第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費といたしまして、第10節需用費の欄、こちらに895万円、修繕料として計上をしております。

また、これに関する財源ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入といたしましては、第16款県支出金第1項県負担金第1目民生費県支出金第10節災害救助費負担金として895万円、同額を計上してございます。

続きまして、災害援護資金貸付事業について、ご説明をいたします。

すみません、資料番号12の、お戻りいただいて、38ページをご覧いただきたいと思います。

災害援護資金貸付事業について、ご説明いたします。

1の概要にありますとおり、東日本大震災で被災された方に対して、平成23年7月から、この貸付事業を開始しておりましたが、今般、政令の改正を受けまして、申請期限が令和5年3月31日までの1年間延長されましたことから、今回、補正予算を計上しているものでございます。

2の制度の内容についてでございますが、こちらについては、(7)の申請期限、こちらが1年間延長になったこと以外は、これまでどおり変更はございません。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費としては1件の申請を見込んでおりまして、こちらで170万円を計上してございます。

財源は、地方債といたしまして、災害援護貸付資金を予定してございます。

次に、補正予算の内容について、ご説明をいたします。

また資料番号の10をご用意いただきたいと思えます。資料番号10の9ページ、10ページでございます。

こちらの第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費に災害援護資金貸付金として170万円を計上してございます。

また、3ページ、4ページをご覧ください。

その財源といたしまして、第22款市債第1項市債第2目民生債にですが、次のページになりますね、5ページ、6ページに移っていただいて、この一番上の部分ですね、第2節災害援護資金貸付金といたしまして170万円、こちらを歳入として計上してございます。

また、地方債についてですが、資料番号の9の5ページをご覧くださいと思えます。

こちらの第3表地方債補正の1、追加の表、こちらの一番下の欄、こちらに、災害援護資金貸付金といたしまして、新たに170万円を追加計上してございます。

生活福祉課からの説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、健康づくり課所管の3件について、ご説明いたします。

説明に際しましては、資料No.12と資料No.10、資料No.9を使用させていただきます。

まず初めに、資料No.12をご用意願います。

資料No.12の42ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について、初めにご説明いたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を活用し、4回目接種の実施体制の整備を図ろうとするものです。

2の4回目接種に係る体制整備についてです。

(1) 接種対象者は、3回目接種後、5か月を経過した60歳以上の方、または、18歳から59歳の方で基礎疾患を有するか、感染時の重症化リスクが高いと医師が認める方で、対象人数は、およそ1万8,480人と見込んでおります。

(2) の接種方針ですが、市内27医療機関での個別接種を基本とし、浦戸地区のみ、6月24日、25日に集団接種を行います。

(3) この4回目接種で使用するワクチンは、ファイザー社製と武田／モデルナ社製となっております。

(4) 接種券の送付につきましては、60歳以上の方は、3回目接種から5か月经過を目安に、接種券を順次送付いたします。

18歳から59歳の基礎疾患を有する方等は、申請が必要となります。保健センター窓口やコールセンター、市ホームページなどから申請をいただきましたら、4回目接種可能な時期に、接種券を送付いたします。

こちらの申請につきましては、広報、LINE、ホームページ、かわら版等で周知を行ってまいります。

3、事業費及び財源内訳は、事業費1億6,266万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源としております。

財源内訳は、ご覧のとおりとなっております。

続きまして、ご説明2件目になります。新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業について、ご説明させていただきます。

43ページをご覧ください。

こちらにつきましては、3、4回目ワクチン接種の接種率向上を図ろうとするものです。

2の事業内容につきましては、2点事業がございます。

(1) 会場移動支援は、4回目接種者を対象としております。

1回目から3回目接種までと同様に、65歳以上の障がいをお持ちなどの交通弱者の方、約5,600人に、片道2,000円を上限に、自宅と市内医療機関の往復分のタクシー券を助成を行うものです。

(2) ワクチン接種行動喚起は、3回目接種者を対象としております。

本市においては、10代から30代の3回目接種率がおよそ43%となっております。この世代の接種を促し、接種率の向上を図り、さらなる感染拡大を防止するため、10代から30代で、7月1日から9月30日までの間に3回目接種を行った方の中から、抽せんで、仲卸市場お買物券やすし券を贈呈しようとするものです。

3、事業費及び財源内訳につきましては、会場移動支援1,167万9,000円とワクチン接種行動喚起330万円を合算した1,497万9,000円を事業費とし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てております。

ここまで説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業の歳出歳入につきまして、資料No.10でご説明をさせていただきます。お手元に資料No.10をご用意お願いいたします。

最初に、歳出から説明いたします。

資料No.10の11ページ、12ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費の補正額1億7,764万6,000円。こちらは、第10節需用費から第19節扶助費までが、事業内訳にございます新型コロナウイルスワクチン接種事業1億6,266万7,000円と、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業1,497万9,000円の内容となっております。

歳入につきましては、3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目衛生費国庫負担金第1節保健衛生費負担金5,956万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金。こちら、一段下になりますが、同じく第15款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金第1節保健衛生費補助金1億309万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金。こちらを合計いたしまして1億6,266万7,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源となっております。

また、同じく、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金1億9,855万1,000円のうち1,497万9,000円が新型コロナウイルスワクチン

接種率向上事業の財源に当たっております

新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業についての説明は、以上となります。

最後に、3件目の説明をさせていただきます。

お手数ですが、また資料No.12の44ページをご覧ください。

保健センターの災害復旧について、ご説明いたします。

こちらは、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた保健センターについて、復旧工事を行おうとするものです。

2の内容、3、主な被害状況につきましては、ご覧のとおりです。保健センター正面玄関前の階段をはじめ、建物周辺の階段等が破損したものの修繕となります。

4の事業費及び財源内訳につきましては、事業費181万5,000円、財源内訳は、地方債の単独災害復旧債180万円、一般財源1万5,000円です。

4の今後の予定といたしましては、予算をお認めいただきましたら、7月に契約手続、8月から工事着工とする予定です。市民の皆様が利用する施設ですので、安全には十分配慮を行ってまいります。

次に、歳出歳入につきまして、ご説明させていただきます。

資料No.10でご説明をさせていただきますので、資料No.10のページ、21ページ、22ページをお開きください。

第11款災害復旧費第2項厚生労働施設災害復旧費第2目衛生施設災害復旧費第14節工事請負費補正額181万5,000円が事業費に当たります。

歳入につきましては、5ページ、6ページをお開きください。

こちらは、前ページからの続きとなりますが、第22款市債第1項市債第10目災害復旧債第2節単独災害復旧債2億1,340万円のうち180万円が保健センターの災害復旧の財源に当たります。

また、別途、地方債の補正も行っておりますので、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.9の5ページをお開きください。

第3表地方債補正、1、追加の表をご覧ください。

下から2段目、単独災害復旧債として限度額2億1,340万円を追加しております。そのうちの一部を保健センターの災害復旧に充てるものです。

健康づくり課からの説明は、以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 続きまして、議案第48号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、環境課所管分として3件ご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料No.12、第2回市議会定例会議案資料（その2）の32ページをお開きいただきたいと存じます。

事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業について、ご説明申し上げます。

1の概要についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大とエネルギー価格の高騰によりまして負担を強いられている事業者の皆様の事業継続支援と、再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的に、太陽光発電設備等を導入する事業者に対し、その費用の一部を助成しようとするものでございます。

2の事業内容の（1）交付対象者についてでございます。

まず、①として、市内に事業所を置く事業者、②として、募集開始日以降に太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置した事業者、③として、市税等に滞納がない事業者とするものでございます。

なお、米印に記載しておりますが、事業所を住宅と兼用している場合、事業所部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限ることとするものでございます。

（2）の補助内容等についてでございます。

まず、上段の太陽光発電設備につきましては、太陽電池の最大出力1キロワットあたりに3万円を乗じまして、上限額は1件当たり30万円とするものでございます。

下段の定置用蓄電池につきましては、蓄電池の容量1キロワットアワーあたりに3万円を乗じまして、上限額は1件当たり30万円とするものでございます。

いずれも見込み件数を10件としまして、補助金額の合計として600万円としているものでございます。

3の事業費及び財源内訳についてでございますが、事業費は600万円ございまして、その財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となるものでございます。

4の今後の予定でございます。

補正予算をお認めいただきました後に、8月から申請受付を開始しまして、審査、補助金の

交付を行います。令和5年3月には、申請受付を終了する予定としております。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げますので、恐れ入ります、資料No.10の補正予算説明書をご用意いただきたいと存じます。

歳出からご説明申し上げますので、資料No.10の11ページ、12ページをお開きいただきたいと思っております。

第4款衛生費第1項保健衛生費第4目環境衛生費でございます。12ページの一番右側の事業内容、事業内訳欄にございますとおり、事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業といたしまして、第18節負担金補助及び交付金600万円を計上しております。その内訳といたしまして、説明欄に記載のとおり、太陽光発電設備設置補助金300万円、定置用蓄電池設備設置補助金300万円でございます。

また、歳入につきましては、恐れ入ります、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円のうち600万円となるものでございます。

次に、災害廃棄物の処理について、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.12の33ページをお開きいただきたいと思っております。

1の概要でございます。

本年3月に発災しました福島県沖地震に伴う災害廃棄物のうち、家電類の処理費用について、補正予算を計上しようとするものでございます。

2の災害廃棄物の搬入状況についてでございます。

(1)の搬入期間につきましては、令和4年3月17日から4月15日まででございます、(2)の搬入場所につきましては、記載のとおりとなっております。(3)の主な搬入物につきましては、瀬戸物や家具類、家電類でございます、(4)の搬入量につきましては、表の右側の合計欄に記載のとおり、搬入された廃棄物の合計が約94トンございました。

3の家電類の搬入台数及び処理費用についてでございます。

合計欄、合わせて194台でございます、それぞれの台数に処理単価の平均を乗じまして、合計しますと69万3,475円となるものでございます。

4の事業費及び財源内訳についてでございますが、事業費は69万4,000円でありまして、その財源といたしまして、国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金が2分の1の34万7,000

円となりまして、残りは一般財源となるものでございます。

5の今後の予定でございます。

補正予算お認めいただきました後に、7月から、引取り業者に家電類を直接搬入する予定としております。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.10の11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。

第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費でございます。12ページの一番右側の事業内訳欄にございますとおり、廃棄物適正処理推進費といたしまして第11節役務費69万4,000円を計上しております。

また、歳入につきましては、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費の34万7,000円となっております。

次に、中倉埋立処分場防犯カメラ設置事業について、ご説明申し上げますので、度々恐れ入りますが、資料No.12の34ページをお開きいただきたいと思います。

1の概要についてでございますが、現在、中倉埋立処分場につきましては、不燃ごみの破碎や埋立処理などの施設の維持管理業務を委託しております。また、警備業務につきましては、正門と管理棟に機械警備を設置している状況でございます。

このような中、最近の世界情勢によりまして、取り扱う有価物の単価が急激に高騰していることもありまして、その施設管理及び盗難防止等のため、処分場内に防犯カメラの設置を行おうとするものでございます。

2の設置内容の(1)設置機器でございます。暗視全方位カメラ3台、暗視カメラ3台などを設置するものでございます。

(2)の設置箇所の案でございます。図面にありますとおり、図面の赤い丸の箇所が設置予定箇所ございまして、左上の正門に1台、中央の緑色の管理棟付近に4台、右側のごみを分別、破碎するストックヤードに1台を設置する予定としております。

(3)の管理体制でございます。撮影した映像につきましては、インターネット回線を利用しまして、環境課の事務所等でも閲覧できるようにするものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費は、703万円でございますが、財源は、全て一般財源となるものでございます。

4の今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただきました後に、7月から契約手続及び工事を着手し、8月には防犯カメラの供用を開始する予定としております。

次に、補正予算額につきまして、ご説明申し上げますので、度々恐れ入りますが、資料No.10の補正予算説明書をご用意いただきたいと存じます。

歳出につきまして、説明申し上げますので、資料No.10の11ページ、12ページをお開きいただきたいと思っております。

第4款衛生費第2項清掃費第3目清掃施設費でございます。12ページの一番右側の事業内訳欄でございますとおり、廃棄物適正処理推進費といたしまして、第11節役務費の7万2,000円、また、第14節工事請負費の695万8,000円、合わせまして703万円を計上するものでございます。

環境課からの説明は、以上でございます。ご審議につきまして、よろしく願いいたします。

○小野委員長 暫時休憩いたします。再開は、11時5分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。

発言をお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 おはようございます。本当に新型コロナ、震災ね、いろいろ大変でございます。この間も防災訓練とか、職員の方々には改めて感謝申し上げたいと思っております。

それでは、何点か伺います。

1つ、No.12を使ってお伺いしたいと思います。

初めは、35ページですが、浦戸諸島への学校が校外学習等の支援について。なかなか新型コロナでいろいろな体験ができない中で、浦戸もなかなか人口交流もできない中で、こういったものを使ってやろうということだろうというふうには思うんですが、船舶への借り上げというのは分かるんだけど、子供たち連れていって何をするのかというのがちょっと見えないんですよね。ここで何を獲得させるのかと。

実際は、なかなか、あの地域の状況を見ても、震災復興はしたとはいえど、それに代わるいろいろな学習ができる状況があるのかなというふうにとちょっと考えたもので。委員会にすれば総務教育常任委員会じゃないかと言われるかもしれませんが、予算がここなのでね、その点について、お伺いしたいと思います。

○小野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 遠足とか校外学習の内容についてのご質疑いただきました。

確かに、今回、我々、浦戸ブルーセンターには職員が常駐してしまして、浦戸のことをよく知っていますので、まず先生たちと一緒に、研修内容とか、どういったことができるかとか、そういったことを一緒に協議しながら進めていきたいなと思っておりますが、まずは、自然がいっぱいですので、そういったところ見ていただくとかというのをやりたいと思っております。

今、第一小学校と杉の入小学校では、実際に遠足とかで行っているというのもありますので、そちらの内容も確認しながら詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 よくね、学校や保育所とか、やっぱりよく連携しながら、いいものがちゃんと学べるようにしていただくことをお願いしておきます。

それで、次は37ページですが、災害救助法。今回、宮城県知事が避難所つくって、災害救助法に適用されたということではよかったなと思うんですが、半壊以上とか準半壊以上の関係で、今回、予算組まれているんですが、実際歩きますと、何度も何度も地震来て、壁にひび入ったとか、今度また地震で落ちてしまったとか、その一部損壊が全くこの中には、災害救助法そのものが、そういったものが対象になっていないわけですが、やっぱりどんどんどんひび入って壊れていくだけだということではないかと、私はうんと心配しているのね。それで、なかなか高齢化も進んでおりますし、何かしら自治体でも、一部は壁がどんと落ちたという、港町のうちでそうだったんだけど、それらも直せないで立てかけているという状況見ますと、何かしら支援があってもしかるべきかなと。もちろんこの臨時交付金というのは限界があるかと思いますが、その辺は検討されているのか、されていないのか、お伺いしたいと思います。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今回、私どもで提案させていただいたのは、あく

までこの法の部分だけでございました。確かに、委員おっしゃるとおり、度重なる被害の中で少しずつ壊れたりという部分も、今回も一部損壊というのがかなりあったかというふうに認識しております。

ただ、現状で、特別そこについての手当てをどう考えるというところまでは至っておりませんので、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 他の自治体では、今回の震災で一部損壊でも対応する自治体もちょっと見聞きしておりますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、39ページや40ページですが、保育所のね、老朽化している保育所の施設を改修していただくこと、ありがたく思っております。

それで、ここだけではないんですが、私、心配するのは、7月から工事契約とか、9月に着手するとかという事業が、結構、この震災関係であちこち多いと思うんですが、その辺は、ちょっと業者との関係で見通しはどうなのかということも心配するわけです。その辺は十分なのかどうか、これからやってみなきゃ分からないんでしょうけれどもね。ぜひその辺は対応されるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちら、契約手続、ちょっと集中することもあります。ただ、災害復旧等については、できる限り速やかに進めたいと思ひまして、こちらは、建設担当所管の課とも協議、あと契約担当課とも協議しながら、時期については、できる限り早急に進めていきたいと思ひます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひします。

それから、コロナワクチンの関係です。42ページになります。

1回目、2回目、3回目と、今度は4回目ですから、大分こう、皆さんもいろいろ取り組んできて、教訓を生かしながら、スムーズにできるようになってきたのかと思ひますが、1つは、副反応とか、あるいは、新型コロナに感染して、その後の後遺症だとかという、そういう状況はまとめられているのでしょうかね。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 ワクチン接種に関して副反応、あるいは、後遺症等について、市としてそちらをまとめているかというご質疑でした。

市といたしましては、そちらの副反応、後遺症につきまして、県で所管してございますので、市独自ということではまとめてはいないという状況となっております。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 あとは、詳しく後で聞きたいと思いますが。

43ページですが、今回もまた、ワクチン接種向上のために2つの事業をやられるということで、これはこれでいいことだと思います。

それで、(2)の接種率の低い世代への接種喚起を促すために、また商品券をとっているように考えているようですが、前もやってみて、効果があったのかどうかということなんですよ。こういう商品券やって、受診率が上がってきているのかと。さっき言った44.3%なんだと。30代、10代から30代ね。この辺はどうなんだろうね。こういうことで上がっていくものなのか。何かもう、やっぱりこう、きちっとしたあれが必要なんではないかと思うんですがね。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 前回は若い世代の接種率を向上というために、インセンティブの事業を実施したという経緯がございます。その際も、やはり、商品券等お出しさせていただいたんですけれども、多少の底上げには貢献したものというふうには考えております。

市の立場として、市の姿勢としても、やはり皆様に打っていただきたいというようなお見せするという必要かと考えての事業の一因となっております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ワクチン接種は、国が進めていることだから、それはそれでやっていって、新型コロナにかからないようにすべきだというふうに思うんですが、なかなか、ワクチン打ったら免疫が後退するんじゃないかとか、あるいは、打つたら具合悪くなって、別な病院で検査を受けたんだと。だけれども、ワクチンのせいだというふうに、きちっと明確にはなかなかならない。

実は、私、3回目打って、手足しびれちゃったんですよ。それで、結局、保健所に聞いた

らば、いやそれは病院で診てくださいということで、病院の脳外科で全部調べて、でも、それだとは言わないんですよね、その結果だというふうには言わない。そうすると、結局、聞いている家族がもうやめなさいわって言われること、しばしばあるんです。

これはどういうふうにかえたらいいのかなというふうに思っていて、1つは、インフルエンザは、それぞれいろいろな流行しますから、それに合わせた予防ワクチンをするわけだけでも、まだこのコロナワクチンというのは、なかなかこう明確になって、ずっと打ち続けなきゃならないものなのかという、ちょっとこう、4回目にもなってきますと、そういう不安も一方であるのではないかというふうに思われるんですね。

その辺の状況をよく、こう、国が言ったから、はい、やりますだけではなくて、別の面からもよく検討、研究をしていただきたいなということだけ申し上げて、終わります。（「お願いします」の声あり）

○小野委員長 ほかにご発言ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 何点か質疑させていただきます。

資料12のですね、順番に行きたいと思うんですが、まず、市税条例の一部改正についてなんですけれども。

○小野委員長 何ページでしょうか。

○伊藤委員 12ページ、13ページ。12ページか。

これって、1つ確認です。市役所内部で、税務課内部で、何か判断することってあるんですか。いや、以前から、その判断間違いで様々なことが起きているので、その辺について、ちょっとお伺いしたかったんですが。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 今回の市税条例の改正に伴います、その判断ということでございます。

今回の所得税に係る改正に伴います修正となつてございますので、当然、市民税係を中心に、こちらの制度改正に対応した流れとなつてございます。多くは、今回、記させていただいております住宅ローンの控除の関係でございますので、こちらは、従来よりやっております制度です、その市税での率の、控除率の変更、こちらに対応した作業を進めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 どの職員さんが対応しても、同じやっぱり説明ができるように、そこだけはきっちりやっただけであればと思うものですから、お願いをしたいと思います。

次には、これは31ページ、コミュニティ助成金について、お伺いします。

今回は、中の島自治会の件が載っているわけですが、これずっと、赤坂中央町内会関係からの集会所から始まって、このコミュニティ助成金活用させていただいているんですが、今、集会所を持っている自治会町内会さんで、この助成金をまだ使っていないという町内会さんはあるんですか。そこをお伺いします。

○小野委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 利用の状況ということですが、まだ使っていないところはあるといふふうには考えています。ただ、ちょっと今、全体の使用状況お答えする資料持っていませんので、すみません。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは、どっちかという、町内会側が積極的に動くことを前提としているんですけども、やっぱり高齢化なり役員不足ということを考えていくと、今のところ、これまでの説明の中では、まだ受けていないところを優先にという話はあったと思うんですが、そろそろ、サポートをしながら、必要などころにはしっかりと対応していくということ、そろそろ行政側もしなきゃいけないんじゃないかと思っているんです。

もともとは、集会所の改修含めて、これというのは、どっちかという、塩竈市が特異な環境をつくり出している自治体だと思って見ていますので、ほかの事例からすれば、コミュニティセンターということで、市町が積極的に関わりを持っていくということになっていますから、そろそろ、その辺をやっぱりもう一回整理して、やっぱり必要などころには応援をしながらやっていって、早く2回目、3回目と、やっぱり希望があるところには、要望がかなうようなね、ことをしていくべきだと思うんです。その辺のお考えを聞きたいと思います。

○小野委員長 伊東市民課長。

○伊東市民生活部次長兼市民課長 お答えいたします。

我々としても、こういった、そうですね、集会所等リニューアルしていくということを考えていますので、我々も、きめ細かに情報伝えながら、そして、実際にご相談なんかも来ていますので、そういった中で、しっかりこういった制度を説明させていただきながら、活用に向けてやっていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 では、よろしく願いいたします。

次に、資料32ページの事業者向け太陽光設備等設置支援事業、これについて、伺います。

まず、この1キロワット当たり3万円とした根拠というのは、妥当な根拠なんですか。教えてください。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 1キロワット当たり3万円とした根拠でございます。こちら、太陽光発電も、蓄電池も、およそ導入費用が1キロワット当たり30万円と言われております。その大体10%程度ということで設定しました。というのも、県内で他の自治体さんも幾つかやられておまして、そことも、大体2万円から3万円ぐらいの補助でございましたので、同程度ということで、今回、設定した内容となっております。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは、たまたま新型コロナウイルス感染症の地方創生交付金が使われているわけですが、その背景にあるのかどうかと思っでご質疑するんですけれども、新電電への乗換えによって、今、塩竈市の新浜地区の事業者の方々、大変苦しい思いをしていると。それで、やっと昨日あたりから、東北電力は救済策を出してきた状況なんですけれども、そういった背景もあるのかどうか、お伺いします。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 今回の新型コロナの交付金でございますが、新型コロナの感染症対応と、もう一つ、原油高騰がございます。去年からの原油高騰の推移でございますが、昨年の同月と比較しますと、原油価格が83%増ということで、かなり事業継続に支障を来しているという中でなっております。ということもありまして、交付金の趣旨が、そういった事業者向けの事業継続支援のための再生可能エネルギーの導入ということも事業の例に挙げられておりましたので、今回、計上させていただいた内容となっております。よろしく願いします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひ、そういう状況は、よく皆さん聞いてご存じなんでしょうから、その辺しっかりとご支援をいただければと思いますので。このエネルギー問題って、なかなか、どこの担

当課がやるべきかというのもまだはっきりしないんでしょうから、その辺、今回はこうやって出てくるということは、環境課が幅広くやっていくという部分もあるのかなと思うのでね、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、災害救助法の関係で、37ページです。

これ、さっき曾我委員からも発言出たんですが、再建というか、私どもよく怒られるんですけども、罹災判定はしてもらうんだけど、一部損壊含めて何に使えるんだという話があるんです。ちょっといろいろな難しい、確かに国の基準があることは分かるんですが、市としても、そろそろ何か見舞金等含めて、何らかの考え方をまとめておかないと、これから、どうもいろいろなことを聞いていると、地震等についても起きやすい状況にあるということもあるようですから。その一方で、何ですか、通学路等については、そういう、擁壁とか、ブロック塀なんかの除去とか、いろいろなことやっていただいているのは分かるんですが、やはり、一部損壊受けた方にもありがたいなと感謝してもらえそうな、心ばかりでも、何か新しい制度をつくってもらいたいと常々思っていたものですから、その辺ちょっと、この辺を見ながら思ったものですから、お考えを聞かせていただければなと思うんですが、税務課さんでしょうか。どちらの担当でしょうか。よろしくお願いをいたします。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 委員おっしゃるとおり、一部損壊の判定ですと、今、なかなか使える制度というのがないというような現状がございます。これは、すみません、今、明確に何かをとということが申し上げられないんですが、今後、課題として考えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いをいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひ市長の下でお考えいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、41ページの訪問介護系サービスの事業者に対する燃油高騰対策事業について、伺います。

これは、まず感謝を申し上げます。たしか、過日、アンケートを取っていただいたり、面談したりしながら、情報収集をされて、その際も申し上げたんですが、事業者に寄り添って支援をしてほしいということでお願いしたところでございましたが、今回、このような形で出てまいりました。改めて感謝を申し上げます。

ただ、これは、2か月間ということになりますよね。7月、8月、9月だから3か月になる

のかな、事業実施期間。7月、8月、9月ということは、ここの実施期間が7月、8月、9月になっているので、その辺の期間をまず教えていただけますか。

○小野委員長 中村高齢福祉課長。

○中村福祉子ども未来部高齢福祉課長 実施期間ということで、ご質疑いただいております。

ご案内を差し上げて、申請受け付けるということで、7月から開始したいというふうな予定ではあります。ただ、この実際の支援金の対象とする期間につきましては、7月から、翌年、令和5年の3月までの9か月というところで支援をさせていただくというような内容となっております。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今回、一時金にお支払いになるような内容だと思うんですね、金額からしていくと。これからもぜひ、そういういろいろな情報を取りながら、必要なサービス事業者だと思いますので、支援を続けて、利用者の方々に対するサービスの低下につながらないような市役所であってほしいと思うものですから、その辺お願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○小野委員長 ほかに発言ございませんか。曾我委員。

○曾我委員 32ページの、今、伊藤議員が質疑した太陽光発電設置の関係ですが、私、こういう機械類は、よく分かりません。32ページですね。

これ、太陽光の発電の施設整備と、もう一つは、定置用の蓄電。蓄電と、パネルみたいなのと蓄電とは機械が違うのではないかと思うんだけど、これ両方使えるということにもなるのかしら。そうではない。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 この太陽光発電は、ソーラーパネルでございます。定置用蓄電池は、そのパネルで発電しましたものを充電して、ためて、例えば、夜間ですとか、そういった時間に使えるという、言わばセットで使うようなものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 よろしいですか。

ほかにご発言を。志子田委員。

○志子田委員 私からも何点か。

今、太陽光の件ですけれども、確認したいと思えますけれども。資料No.12の32ページのその30万円、30万円という上限なんですけれども。ということは、1か所の事業所で、ダブルで60万円に該当するところも出てくるということでもよろしいのかどうか、念のため確認いたします。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 それぞれ太陽光発電と蓄電池、10キロワットということにしておりますが、それぞれ合わせて60万円ということも可能なものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。どうもありがとうございます。

別なこと聞きますので。12の資料から、12ページの市税の一部改正ということでございます。

それで、住宅借入金特別控除額が、上限が下がるということなので、金額で4万円ぐらいですけれども、これ、年額、そのものの金額が下がるんですか。それとも、その分が控除額なのかの、控除の基準がそうなのかということなので。そうすると、大体年間4万円、税金、その人たちは高くなるというふうに考えてよろしいかどうか。その辺のところ、説明をお願いします。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま、志子田委員から、今回の住宅ローンの控除の市税分での控除額の変更に伴う影響ということでのご質疑をいただきました。

まず、議員のほうでご指摘いただきましたように、改正前7%ということで、毎年乗じてございますので、それが5%に下がることによります、まず影響が1つございます。また、13年に、今回、控除期間延びますので、従来の10年からは期間延長ということはありませんが、トータルでは、個人住民税の控除対象額に関しましては、減ずるといふことの状態となつてございますので、影響といたしまして、大体、一般的な年収400万円ぐらいの方で、その基準額4,000万円ほど限度額残っている場合で、大体、年間にしまして3万円、それから、期間中につきまして15万円から20万円程度は下がってくるというような状態となつてございます。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。一応確認したんでね。

それから、14ページの国保の減免に関する、ここに2番目の(2)で上位所得層と書いてあるんですけども、この決まりは、なぜあるのか。その辺のところの説明をお願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 こちら、減免対象者の上位所得層ということでございますが、こちら、まず、基準に基づいて減免をさせていただいておりまして、こちらの基準所得額というのは、国保税の算定の基礎となります基礎控除額の総所得等のことに基づいておりまして、こちら高額療養費等の算定の基準等にも、算定に用いられている数字でございまして、こちらにつきましては、この基準の範囲を下回る方について、減免をさせていただくという形というような制度設計となっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 国からそういう方針で来ているかどうか、塩竈市独自なのかね。被災に遭った人は、600万円であろうが、それ以下の人であろうが、みんな同じ被災して、今、自分の家に戻れない状態なのに、そういうのは、国でもう600万円、決めたのならね、これは塩竈市としても仕方ないと思いますけれども。その辺のところ、市で独自に制限設けたのかどうか、そのところだけお願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、国の基準というものに基づきまして、本市で適用させていただいている形になります。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、国の基準なんだけれども、そういう国からの指導なんですかと聞いているんですけども、いかがですか。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 はい、国の基準ということでございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、国の基準では600万円という基準があるけれども、だから、そういう以

上の高額の人はこの対象にすることないよという、だから、結局は指導なんですか。600万円以上の人はこの制度に入れちゃ駄目だという決まりが、国から来たということですか。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 大変申し訳ございません。こちらにつきましては、国で、この震災の減免ということにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、この600万円を下限といいますか、超えない世帯についての減免について、財政措置がされるということになっておりますので、それに基づいて、こちらで対応させていただいているという形になります。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そうすると、財政措置の関係でね。でないと、塩竈市で自前が出さなきゃないからということだね。はい、理解しました。どうもありがとうございます。

それで、予想する、ここ、この14ページのことで、あまり何件もなかったと思うんですけども、塩竈は何世帯だというふうに、今のところ予定しているんですか。あるいは、実績でもいいですけども。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 現在の対象世帯になりますが、2世帯5名という形になります。

以上でございます

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。対象者は少ないですけどもね。お聞きしましたので、理解できました。ありがとうございます。

別なところ質疑します。37ページの福島沖地震被害の災害救助法の件で。

ちょっと私、あまり理解できないというところが、準半壊という言葉ね。今までは、一部損壊か、半壊か、全壊かということだったんですけども、一部損壊でも、程度が、被害が5%以内なのか、20%、20%以上でないと半壊といわないからか。そうすると、準半壊というのは、5%から20%ぐらいのところを準半壊というふうに、新たにその枠を設けて、そういう人たちも、一部損壊の人の中でも被害の大きい人救おうという、考えて出た言葉なのか。準半壊という、その説明をまずお願いしたいと思います。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 それでは、こちら、罹災証明の関係になりますので、税務課からお答えをさせていただきます。

こちら、まず、その準半壊、半壊ということでの判定なんですけど、そもそもこちらは、災害対策基本法第90条の2項の規定によります罹災証明を出す際、国で基準をつくったものでございます。構成といたしましては、全壊が50%以上。それから、大規模半壊につきましては、40%以上50%未満。中規模半壊につきましては、30%以上の40%未満。それで、最も多いのが半壊、20%以上30%未満。あるいは、準半壊が10%以上20%未満。あと、それを下回ります10%未満が準半壊に至らない一部損壊ということでの、こちら、国で基準を設けてございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 はい、どうも。よく分かりました。そうすると、準半壊は、10%から20%の間ということですね。やっぱりそのくらい被害あると、そういう応援してやらなきゃないということで、よく理解できました。

そうすると、罹災証明書にも、証明書としては、準半壊というふうに書いて、罹災証明書を出しているということになりますか。確認します。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 このたびの地震を例に取らせていただきますが、罹災に当たりまして、主に本市ですと、半壊から一部損壊ということで判定になっておりますけれども、その判定度合い、国から調査フォームが示されてございますので、そこで点数化いたしまして、例えば、21ポイントというような判定が出ますと、こちらは半壊ということで、半壊ということ表記した罹災証明をお出しさせていただきますし、また、それが10%未満、9ポイントとかとなった場合、そういった場合は、一部損壊ということで証明書はお出しさせていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

だから、10%から20%の間の人は、準半壊と書いて出すんですかと聞いているんですけど

も。はい、お願いします。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 大変失礼しました。志子田委員お見込みのとおり、準半壊の場合は準半壊と書いて、お出しさせていただきます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そうすると、はっきり分かるからね。ああ、何パーセントなんだけれどもさ、私のところ準半壊に当たるんでないかや、一部損壊だけんとも。そういうふうになると混乱が生じると思って、お聞きしました。ちょっと準半壊というのは、あまり、保険屋さんでもあまり聞かない言葉かなと思って、一応確認のためにさせていただきました。ありがとうございます。

では、ちょっとワクチン関係のことで、42ページと43ページのことで、お願いしたいと思います。

まず最初に、43ページのワクチン接種行動喚起ということで、10代から30代の方に接種意欲を、接種率を向上させるためのプレゼントをするという企画だと思います。

それで、それはそれで、やってもらうためにいいんですけども、まず最初に、10代から30代というふうに決めた理由について、お聞きします。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 こちら、インセンティブ事業……、ワクチン接種行動喚起の対象者として、なぜ10代から30代と決めたのかというご質問でした。

こちら、10代から30代の方に関しまして、ほかの世代と比較をいたしますと、やはり接種率が低いという特徴がございます。40代を過ぎますと50%以上にはなってくるんですけども、やはり10代から30代ですと、まだ、10代の若い方ですと20%台ですとか、そういった特徴がございます。

こういった若い方々の感染もまだ現在見られる、多いというところでは、若い方々に打っていただいて、できるだけ感染を予防したいということから、10代から30代の方ということで対象を決めたものでございます。

以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それでね、10代から30代の方、接種率低いからということなんですけれども、こういうお土産みたいな、プレゼントみたいなのがないから低いんですか。何かやっぱり理由あって、そういう人たちは、何か考え持っていると思うんですよね。だから、その辺のところ改善しないと、プレゼントと言われたって割合わないよと考えている人もいるかもしれませんから、そこの根本的なところの不安解消をしないことには、それは増えないだろうし、あるいは、本当に接種することが新型コロナに罹患しにくくなるのか、そういうものをデータでやっぱり出して、きちっと、やっぱり、3回よりは4回、4回よりは5回、5回よりは20回と、打てば打つほどかからなくなって、あと、そういう副反応もないんだから、打てば打つほどいいんですというようなね、そういうデータを、分かるようなものを出さない限り、いや、打てば打つほど調子悪くなるんだものねといえば、やっぱり、先ほどの曾我委員ではございませんが、2回目までは打つけれども、3回になったら調子悪い。やっぱり、3回目を打たない、4回目を打たない……、3回目を控えている人の理由には、何か今までと違う症状が、自分の体のね、のが出たから、調子悪くなったから、もういいわという人もいるみたいですから、その辺のところは根本問題じゃないでしょうかね。

こういうふうに、何かプレゼントして、何か餌まいて、こう、まき餌をしながら魚釣るような、そういうのは、ちょっと、そんなことよりも、もうちょっと魚の釣り方を、上手な釣り方を考えてほしいなと思ひまして。別に、これ無駄だからやるなと言うつもりはございませんが、もっと根本的なことが必要なんじゃないかなと思うんですが、総合的に考えて、どのようなご判断でしょうか。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 志子田委員おっしゃるとおり、やはり若い世代の方、特に2回目で副反応で発熱があったり、体の症状がひどかったりというお声は、確かに耳にはしております。そういった不安が解消されなければ、3回目接種、なかなか意欲が湧かないということもあろうかと存じます。

こういったところも、2回目接種から一定期間経過すると、抗体価が下がっていくと、3回目接種をしたほうが、なお抗体価の回復に資するというようなことですか、そういった、ワクチンに対する不安、そういう疑問、そういったものに対して、細かに、丁寧に、かわら版等、広報等を通じ、皆様にお知らせしていくという方法が、何よりも必要であると感じております。ご意見ありがとうございました。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。あのね、一所懸命やんなきゃない立場は分かるんですけどもね。

抗体価下がるといことなんですけども、結局、ワクチンといっても、最初のそもそものアルファ株に対するワクチンしか今ないわけなので、それから変異して、変異して、変異してということだから、今のはやっている、あるいは、この次にはやりそうなやつワクチンじゃない限り、ワクチンの効果はね、ワクチンって後追いなので、あまりないんじゃないかと。

だから、だんだんだんだん効果が出なくなって、接種した人と接種しない人の罹患率がもう変わらなくなってきたんじゃないかと、そういうデータも出ているみたいですから。そうすると、変わらないのになぜ打たなきゃないのかなと。ただだからかということはあるかもしれませぬ。これが本当にいいものだったら、もう、1人2,000円ですよと言われても、本当にいいものだったら、2,000円出しても打つと思うんですよ。だから、その辺のところね。

今、若い世代の人に、あまり人気がない。結局、若い人は、もしかかったとしても、そんな無症状とか軽症の人が多し、死ぬ人ほとんどいないし、まあ最初からそうだったんですけどもね。だから、50代以下の方は、若い人は、もうほとんど死亡率も少ないしと。年齢重くなった人は、かかると死亡率高いですよというのは、最初からデータ出たので、その辺のところ、やっぱり意識が違うから、ちょっと、やっても、ちょっとこう、この事業が無駄にならなければいいかなというふうに危惧して、ちょっと質疑させていただきました。

当局は、取組は、それはしっかりと、やっぱりいろいろ、ありとあらゆる方策でやらなきゃないことは理解できるので、別に反対しているわけではないんですけども。ちょっと、効果的かどうかと思うと、それよりも、ワクチン打ちたくなる、あるいは、飲み薬だったら飲み薬飲みたくなるような、そういう政策をね、根本的なことをしていただきたいなと思って、勝手に自分の思いを、委員会だからね、協議会でないので、自分の意見を言わせていただきました。どうもありがとうございます。

それから、42ページのほうに。

半年前のこの委員会でも似たようなこと、また今回聞くんですけども、42ページの一番下に、コールセンター等に関わる経費業務委託料1億円。1億円。この事業、4回目接種事業がね、1億6,000万円に対して、ワクチンとか注射とか実際にある実務のほうは6,000万円な

のに、そうでないほうのところは1億円もかかっているんじゃないかと。それじゃ高くなっているんじゃないかと。それで、また、コールセンターも、日曜日かけてもつながらないとか、そうしたら何のためのコールセンターかというようなことありまして、これだけのかけるの、もう、ひょっとしたら、もうコールセンターの仕事、もう要らなくなりつつあるんじゃないかと思うんですけれども、実績としては、コールセンター、やっぱり1億円かけてまで今回もやらなきゃいけないような状態なのか、相談いっぱいあるのか。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 接種事業の接種券印刷や、コールセンターに係る経費1億円についてのご質疑でございました。

こちら、コールセンターも含め、また、予約システム、それから接種券の発送、もろもろ含めた金額となっております。

ただ、コールセンターが本当に必要なのか、今後、必要なくなっていくのではないかというご質疑につきましては、そちらにつきましては、状況を見ながら、人数の増減を図っているところでございます。

今後、7、8月にかけて、4回目接種の方が人数のピークを迎えます。今現在、3人体制でございますけれども、土日の受付は、今は行っていない状況で、7、8月からは、土日祝日の対応、そして、5人体制に増やすというような、状況に合わせた配置を心がけております。そういったことで、つながらないというようなことを極力避けたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。しっかりした体制だからこのぐらいかかるんですというのは納得するので。これだけかけてつながらないということがないようにだけ注文つけて、私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○小野委員長 ほかにご発言はありますか。

なければ、暫時休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号、第46号及び第48号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号、第46号及び第48号については、原案のとおり可決されました。

これより、閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

本委員会において議長に申出する閉会中の継続審査・調査を行う事件について、4月1日、当局の組織が変更になったことに伴い、一部項目が民生常任委員会の所管となったことから、該当する項目を追加する必要があります。

つきましては、本委員会において議長に申出する閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時52分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 小野 幸 男